

## 伊東市次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「法」という。）

第8条に規定する市町村行動計画及び法第19条に規定する特定事業主行動計画の策定並びに本市の少子化対策に関し、関係部局が連携して調査し、検討するため、伊東市次世代育成支援行動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市町村行動計画の策定に関すること。
- (2) 特定事業主行動計画の策定に関すること。
- (3) 法第12条に規定する一般事業主行動計画策定に係る市内の事業主との連携及び支援に関すること。
- (4) 少子化対策に関する施策の立案及び推進に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法に規定する行動計画の策定に必要な事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は助役を、副委員長は収入役及び教育長を、委員は別表第1に掲げる者をもって充てる。

### (任期)

第4条 委員の任期は、この要綱の廃止の日までとする。

### (委員長及び副委員長の職務)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 前項の代理は、収入役、教育長の順で行うものとする。
- 4 委員長は、必要に応じて委員会の会議を招集し、その議長となる。
- 5 委員長は、必要に応じて委員会の会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

### (次世代育成支援対策地域協議会との関係)

第6条 第2条第1号及び第2号の行動計画の策定に当たっては、別に設置する法第21条に規定する次世代育成支援対策地域協議会の意見、要望を聴取するとともに、提言等

参考資料

を受けたときは、その趣旨を尊重しなければならない。

(報告)

第7条 委員長は、第2条に定める所掌事項に関し、適宜その進ちよく状況を、市長に報告しなければならない。

2 当該所掌事項が完了したときは、完了報告書を作成し、報告するものとする。

(幹事会)

第8条 委員会に、幹事を置く。

2 幹事会は、委員会から付託された事項について調査、研究し、その成果を委員会に報告しなければならない。

3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。

4 幹事会の幹事長は保健福祉部参事を、副幹事長は企画部参事を、幹事は別表第2に掲げる者をもって充てる。

5 幹事長は、幹事会を総括する。

6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

7 幹事長は、必要に応じて幹事会の会議を招集し、その議長となる。

8 幹事長は、必要に応じて幹事会の会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第9条 幹事会に市町村行動計画部会、特定事業主行動計画部会及び調整部会を置く。

2 市町村行動計画部会及び特定事業主行動計画部会は、それぞれの行動計画の策定に必要な事項について調査、研究し、その成果を調整部会を経て幹事会に報告しなければならない。

3 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって構成する。

4 各部会の部会長、副部会長及び部会員は、別表第3に掲げる者をもって充てる。

5 各部会長は、それぞれの部会を総括する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

7 部会長は、必要に応じて部会の会議を招集し、その議長となる。

8 部会長は、必要に応じて部会の会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

9 部会は、必要により作業チームを置くことができる。

10 作業チームの構成員は、各部会の幹事の所属する課局の職員のうちから、当該所属長が指名する者をもって充てる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、保健福祉部児童課において処理する。ただし、幹事会の部会及び作業チームにあっては、当該部会長の所属する課において処理するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行する。

別表第 1

伊東市次世代育成支援対策推進行動計画策定委員会委員

企画部長	建設部長	企画部参事
総務部長	水道部長	保健福祉部参事
市民部長	教育次長	建設部参事
保健福祉部長	消防長	
観光経済部長		

別表第 2

伊東市次世代育成支援対策推進行動計画策定委員会幹事会幹事

企画政策課長	健康推進課長	生涯学習課長
職員課長	病院事業課長	業務課長
財政課長	産業課長	監査委員事務局長
庶務課長	競輪事業課長	消防総務課長
生活安全課長	管理建築課長	議会事務局長
環境課長	土木道路課長	選挙管理委員会事務局長
社会福祉課長	都市計画課長	農業委員会事務局長
児童課長	管理課長	
保険年金課長	学校教育課長	

別表第 3

伊東市次世代育成支援対策推進行動計画策定委員会幹事会部会

市町村行動計画部会	特定事業主行動計画部会	調整部会
部会長 児童課長 副部会長 健康推進課長 部会員 生活安全課長 環境課長 社会福祉課長 保険年金課長 産業課長 管理建築課長 土木道路課長 都市計画課長 管理課長 学校教育課長 生涯学習課長	部会長 職員課長 副部会長 庶務課長 部会員 病院事業課長 競輪事業課長 業務課長 管理課長 監査委員事務局長 消防総務課長 議会事務局長 選挙管理委員会事務局長 農業委員会事務局長	部会長 企画政策課長 副部会長 財政課長 部会員 職員課長 児童課長 産業課長

伊東市訓令甲第 2 1 号

各 部 課

伊東市次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 1 6 年 3 月 3 1 日

伊東市長 鈴木 藤 一 郎

伊東市次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱の一部を改正する訓令  
伊東市次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱(平成 1 6 年伊東市訓令甲第 1 号)  
の一部を次のように改正する。

別表第 2 中 「生活安全課長  
環境課長」 を 「環境防災課長」 に、 「管理建築課長  
土木道路課長」 を 「土木道路課長  
建築住宅課長」 に改める。

別表第 3 中 「生活安全課長  
環境課長」 を 「環境防災課長」 に、 「管理建築課長  
土木道路課長」 を 「土木道路課長  
建築住宅課長」 に改める。

附 則

この訓令は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

伊東市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 本市の次代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成されるための地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保、仕事と家庭の両立等の目標達成のために講じる施策を明らかにした行動計画を策定するに当たり、市民の意見を反映させるため、伊東市次世代育成支援対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 子どもと家庭を取り巻く環境等の整備に関する施策を調査し、意見を述べること。
- (2) 市長が策定する行動計画案等について、意見を述べること。
- (3) 策定された本市の行動計画の進ちょく状況を把握し、必要な意見を述べ、又は見直し事項等について提言すること。
- (4) その他次世代育成支援施策の推進に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体から選出された者
- (3) 公募により選出された者
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 協議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、会長は、その議長となる。ただし、新たに選任された委員による最初の会議は、市長がこれを招集する。

- 4 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 会長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、保健福祉部児童課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、この要綱施行後最初に委嘱を受ける委員の任期に限り、平成18年3月31日までとする。
- 3 この要綱施行後初めて招集される会議は、第5条第3項本文の規定にかかわらず、市長がこれを招集し、会長が選出されるまでの間、その議長となる。

参考資料

第1号委員（学識経験者）

団 体 等	氏 名
静岡県子育てアドバイザー	稲 葉 さち子
乳児共同保育所経営者	林 英 美

第2号委員（各種団体から選出された者）

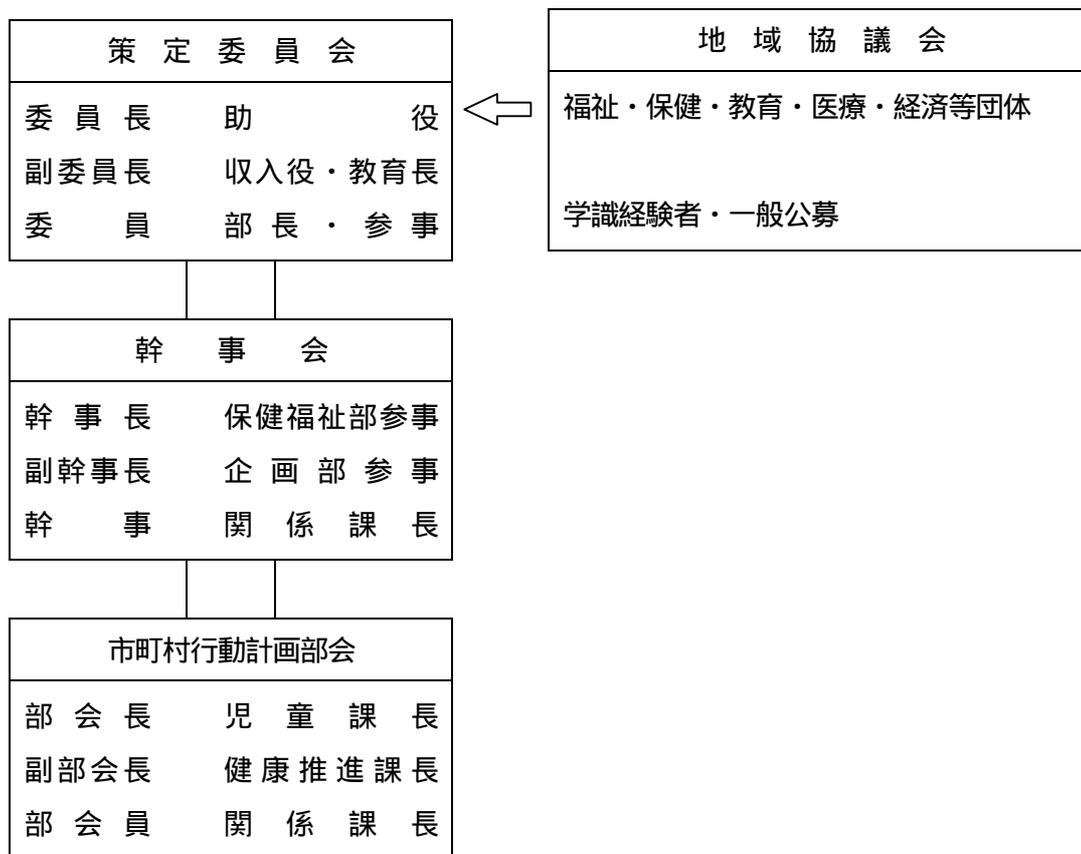
伊東市校長会	澤 田 多加子
伊東市保育園園長会	平 澤 幸 子
伊東市幼稚園園長会	柏 木 庸 子
伊東市社会福祉協議会	日 吉 昇
伊東市医師会	日 吉 一 夫
伊東市歯科医師会	小 林 誠
伊東市保育園父母の会連合会	根 本 均
伊東市PTA連絡協議会	田 畑 利 樹
伊東市立幼稚園PTA連絡協議会	田 村 和 徳
伊東市青少年育成市民会議	太 田 和 男
伊東市子ども会育成連絡協議会	松 田 なつき
伊東市母親クラブ連絡協議会	瀬 川 由起子
伊東市商工会議所	山 田 昭 暢
伊東市青年会議所	海 野 祐 一
伊東熱海地区労働者福祉協議会	山 下 晃 広
伊東市学童保育連絡協議会	石 黒 眞理子

第3号委員（公募により選出された者）

公 募	西 島 千 里
公 募	中 込 尚 子

## 伊東市次世代育成支援行動計画策定体制及び策定経過

### (1) 行動計画策定体制



### (2) 策定経過

開催日	部会	幹事会	策定委員会	地域協議会	備考
平成16年 2月6日					行動計画策定趣旨説明 ニーズ調査実施状況説明 幹事会付託事項について
2月17日					行動計画策定趣旨説明 ニーズ調査実施状況説明
4月27日					ニーズ調査結果報告 目標事業量の設定方法検討 部会付託事項について
6月23日					基本理念及び素案検討 国へ報告する暫定数値検討
7月8日					委嘱状発令 行動計画策定趣旨説明 ニーズ調査結果報告等

参考資料

開催日	部 会	幹事会	策 定 委 員 会	地 域 協 議 会	備 考
7月23日					各課提出施策調査票調整 行動計画体系について
7月29日					国へ報告する暫定数値検討 部会及び地域協議会経過報告
8月5日					ニーズ調査結果報告 基本理念・施策の具体化検討 国へ報告する暫定数値検討
12月20日					素案検討
平成17年 1月14日					素案検討
2月1日					素案検討
2月18日					素案検討
3月16日					案の策定経過報告 行動計画案説明について
3月22日					案の策定経過報告 行動計画案説明について